

第3章

競技会

13 競技参加者

- 13-1 MFJの公認または承認する競技会に参加することのできる者は、次のとおりとする。
- 13-1-1 ライダー
- 13-1-1-1 当該競技に必要なMFJ競技ライセンス、エンジョイ等の資格を受け、スポーツ安全保険の適用期間内で参加申請した者（ライセンス効力の停止中の者を除く）で当該競技に必要な年齢・身体的条件を備えていること。
- 13-1-1-2 当該競技の参加に必要な諸手続きを行なっている者。
- 13-1-1-3 満20歳未満の者で、親権者の競技会参加承諾書（ライセンス申請時必須書類）を提出した者。
- ※ 提出義務対象者はクラスを問わずロードレース、モトクロス、トライアル、スノーモビル、エンデューロ、スーパーモタード競技ライセンス申請者とする。
- 13-1-1-4 負傷しているライダーは、主催者の指定する医師の競技参加の承諾を得ている者。
- 13-1-2 ピットクルー
- 13-1-2-1 当該年度有効なMFJピットクルーライセンスを受けてスポーツ安全保険の適用期間内でピットクルーとして参加申請をした者。
- 13-1-2-2 当該競技の参加に必要な諸手続きを行なっている者。
- 13-1-3 エントラント
- ここで規定するエントラントとは下記の者で競技参加申請を行なった団体または個人をいう。
- 13-1-3-1 MFJ公認クラブ（別に定める「MFJ公認クラブ等の名称に関する規程」（308頁参照）
- 13-1-3-2 MFJライセンス所持者
- 13-1-3-3 MFJメーカーライセンスを所有している車両メーカー
- 13-1-3-4 MFJ賛助会員ライセンスを所有しているコンストラクター、部品関連メーカー
- ※ エントラント資格を有し、エントリー用紙により参加申請をすることによりMFJ国内競技規則に定められている抗議者の資格が得られる。
- ※ 全日本ロードレース選手権に関しては、別途エントラントライセンス制度がある。
- 13-2 主催者および競技役員は、競技会当日随時ライセンスの提示を求めることにより、ライダーおよびピットクルーの資格要件を確かめることができ、もし本規則に違反している者がいた場合、その者に対しては、所定の罰則が適用される。

14 競技参加者の遵守事項

- 14-1 競技参加者は、次の事項を守らなければならない。
- 14-1-1 常にスポーツマンとしての態度を保ち、下品な言葉や行動は厳に慎まなければならない。
- 14-1-2 MFJ国内競技規則及び、当該大会の特別規則、公式通知を熟知しその定めに従わなければならない。
- 14-1-3 競技会中は、MFJ国内競技規則並びにその他諸規則に従って行動し、すべての行動に対して責任を持たなければならない。
- 14-1-4 国内競技規則および競技管理上のあらゆる規定および競技役員の指示に従い、かつレース場以外では一般公道の交通規則を遵守しなければならない。
- 14-1-5 競技に関する業務についている者およびライダーは、アルコール類あるいは薬品（興奮剤、麻薬等）によって精神状態をつくろってはならない。
- 14-1-6 別途定めるドーピングコントロール規則を遵守すること（55頁参照）。
- 14-1-7 競技会中は、有効なライセンスを必ず携帯していなければならない。
- 14-1-8 競技会に参加することが認められた者が出場しない場合（競技現場での不参加を含む）は、正当な理由をもって、その旨を主催者に通告しなければならない。この通知を怠るか、または欠場の理由が正当でない場合、主催者は速やかに大会審査委員会に報告し、ペナルティーを求めることができる。
- 14-1-9 ライダーまたはエントラントが集団で競技または予選を欠場した場合、または、そのような働きかけをした場合、主催者は速やかに国内規律裁定委員会・MFJ中央審査委員会に報告し、ペナルティーを求めることができる。
- 14-2 特にライダーは、上記のほか次の事項を守らなければならない。
- 14-2-1 他のライダーの走行を妨害するような走り方をしてはならない。
- 14-2-2 競技中（公式練習も含む）は、他人の迷惑、または危険を伴うような行為をしてはならない。
- 14-2-3 車両は、それ自体が持つ動力およびライダーの筋力、または重力などの自然現象以外の方法で、走ったり、加速したりしてはならない。
- 14-2-4 特に規定されていない限り、他の者の援助を一切受けてはならない。
- 14-2-5 競技中の車両には、いかなる者も同乗させてはならない。
- 14-2-6 ライダーは、コース（ランオフエリアを含む）にいる間は、MFJが公認したヘルメットを装着しなければならない。
- 14-2-7 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し医師団長もしくは指定医師による診断を受けさせ、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。

15 ライダーの装備（MFJ公認ヘルメット及びレーシングスーツ）

ライダーの装備は、次のとおりとする。

- 15-1 ヘルメット
- 15-1-1 競技に使用するヘルメットはMFJが公認したものでなければならない。
- 15-1-2 MFJ公認ヘルメットには、規定の認証マークが貼付されていなければならない。
- 15-1-3 MFJが公認するヘルメットの規格については、各競技種目別細則により定める。なお、国際競技会においてはFIMで認められた規格のマークが認証マークとみなされる。

- 15-1-4 競技会の車両検査の際、ヘルメット検査が行われ、MFJが公認したものであっても、損傷しているなど著しくその機能を失っていると認められるものは、ライダーの安全上その使用が禁止される。
- 15-1-5 MFJ公認ヘルメットで、認証マークの貼付されていないヘルメットについては、その場で特別検査を受け合格すれば使用することが認められる。
この場合は、別に定める特別検査料（各競技種目別細則による）を支払わなければならない。
- 15-2 服装
- 15-2-1 ロードレース、スーパーモタードのレーシングスーツは、MFJ公認のものでなければならない。
- 15-2-2 ライダーの服装は、競技中ライダーの身体の安全を確保し、運転を妨げるものであってはならない。
- 15-2-3 その他細部については、各競技種目別細則により定める。
- 15-3 装備の公認とは国内競技規則に合致することを認めるものであり、その安全性及び耐久性を保証するものではない。

16 出場車両

- 16-1 競技に出場する車両のクラス区分等は、各競技種目別細則の定めるところによる。
- 16-2 車両は細則に示す「出場車両」と「基本仕様・種目別仕様」に合致し、かつ大会特別規則の条件を満たし、安全上完全に整備されているものでなければならない。
- 16-3 大会審査委員会により危険であると判断された車両は、理由のいかんを問わず競技に使用することはできない。
- 16-4 本規則に基づき改造・変更を行う場合、その対象の選定・保守・管理は自己の責任において行うものとする。

17 燃料およびオイル

- 17-1 競技に使用する燃料・オイル等については別に定めるMFJ技術規則による。
- 17-2 その他燃料については、次のとおりとする。
- 17-2-1 ガソリンおよびオイルは、オクタン価や燃焼効率を高めるような添加剤、あるいは起爆剤を加えてはならない。
- 17-2-2 ガソリンにオイルを混合する必要がある場合、安全を確認して作業しなければならない。
- 17-2-3 ガソリン及びオイルを保管する容器とその取扱いは、消防法に適合していること。
- 17-3 世界選手権に関してはFIM規則が適用される。

18 競技出場の申し込み

- 18-1 競技会への出場の申し込みは、次のとおりとする。
- 18-1-1 主催者が準備した用紙の記載事項のすべてを記入し、この競技規則を厳守することを誓約しなければならない（エントリー時で当該ライセンスを取得していること）。
- 18-1-2 車両の登録はエントリー用紙に下記事項を記入すること。
①銘柄 ②車名 ③年式 ④フレーム打刻型式頭番号 ⑤エンジン打刻型式頭番号
参加受理書発送後、記入事項に変更がある場合は、選手受付時に車両変更手続き

国内競技規則

- を行わなければならない（車両変更手数料が必要）。
- 18-1-3 主催者は、エントラント、ライダーおよびピットクルーのいずれに対しても、その理由を明らかにすることなく申し込みを拒否、または無効とする権限を有する。
- 18-1-4 申し込み期間、申し込み場所、その他の詳細については、当該競技主催者の定める大会特別規則に示される。
- 18-2 競技出走者数または出場申し込み者数の定員は、大会特別規則に示される。
なお、出場申し込み者数が10名に満たない場合は、当該クラスを中止する場合がある。

19 出場料

- 19-1 エントラントまたはライダーは、出場申し込み時に、大会特別規則に明示される出場料を支払わなければならない。
- 19-2 いったん主催者に受理された出場料は、競技会の延期および中止等（40頁）に合致する以外は払い戻しされない。

20 ライダーおよび車両の変更

- 20-1 エントリーされたライダーの変更は認められない。
- 20-2 登録された車両の変更は、原則として認められない。変更する必要がある場合は、所定の書式に従って車両の変更申請を行い、競技監督がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。車両変更手数料は5,000円とする。
- 20-2-1 公式予選終了後、安全上の理由により、フレームおよびエンジンなどを交換する必要がある場合は、競技監督に申告し、元の部品を提示して、許可を受けなければならない。
- 20-2-2 公式車検終了後ライダー間でマシンを交換することは禁止される。
- 20-2-3 製造メーカー側の車両欠陥に関する紛争についての立証の責任は、参加者側にあるものとする。
- 20-2-4 ロードレースの車両の変更については、付則4 ロードレース競技規則¹²出場車両及びマーキング部品の変更（81頁）が適用される。

21 車両検査

- 21-1 競技車両は、本規則および各競技種目別細則の定めるところにより、車両検査を受けなければならない。車両検査の時刻、および場所は公式通知により示される。
- 21-2 車両は、競技直前に車両検査を受けたままの状態に保たれているかどうかのチェックを受けなければならない（スタート前チェック）。チェックの時刻およびチェックの場所は、公式通知により示される。
- 21-3 ライダーが車両仕様申告を行う場合は、車両検査時に大会事務局より配布された車両仕様書をもって申告しなければならない。
- 21-4 車両検査に合格した車両であっても、レース後の再車検や次大会の車検に合格することを保証するものではない。

22 競技

- 22-1 出場者数が多い場合は、予選またはタイムトライアルによって決勝競技出場者を決定することがある。その詳細については、各競技種目別細則および大会特別規

- 則の定めるところによる。
- 22-2 スタートの方法は各種目細則および大会特別規則の定めるところによる。
- 22-3 競技中競技役員が合図旗（シグナル旗）を示した場合、各ライダーはただちにそれに従わなければならない。
- 22-4 合図旗（シグナル旗）とその意味については、各競技種目別細則の定めるところによる。
- 22-5 停止
- 22-5-1 競技中、コース内で停止する場合には、ライダーはただちに車両をコース脇によせ、他のライダーの走行の邪魔にならないように十分注意しなければならない。
- 22-5-2 競技中、車両をコースの進行方向と逆方向に移動してはならない。ただし、競技役員員の指示による場合はこの限りではない。
- 22-5-3 事故または車両故障などの理由によってリタイヤ（中途退場）する場合は、その地点からもっとも近い競技役員（コース審判）に報告しなければならない。
- 22-5-4 ライダーは、停止車両をその競技が終了するまで、競技役員員の管理下におかなければならない。
- ただし、その競技に支障のない地点まで、車両を移動させることを競技役員（コース審判）から指示された場合には、これに従わなければならない。
- 22-6 ゴールライン通過の際、ライダーは、マシンと離れた状態にあってはならない。
- 22-7 競技の終了
- 競技の終了は、チェッカー旗によりトップ走者がゴールしたのち、細則および大会特別規則に示す時間を経過した時点または行為により示される。

23 優勝者等の決定

優勝者、順位および完走者の定義については、各競技種目別細則の定めるところによる。

24 賞典

賞典の対象者は、原則として6位までとし、その詳細は大会特別規則に示される。

賞は主催者（大会事務局）から付与されるが、その時間等詳細は大会特別規則または、公式通知により示される。

25 レース後の車両検査

- 25-1 競技終了後、原則として1位から6位までの車両は、レース終了後、ただちに車両保管区域に暫定結果発表後原則的に30分間保管され、必要に応じて検査される。
- 25-1-1 モトクロス、スーパーモタードの車両保管時間は20分間とする
- ※付則15モトクロス競技規則 29 レース後の車両検査（201頁）、付則16全日本モトクロス選手権大会特別規則 20 レース後の車両検査（213頁）参照
- 付則25スーパーモタード競技規則 35 レース終了後の車両保管と再検査（310頁）参照
- 25-2 その他、種目別細則ならびに大会特別規則による。

26 競技結果および記録の公表

- 26-1 競技終了後、暫定結果の公表を行う。
- 26-2 競技の正式結果は、暫定結果発表後遅くとも3時間以内に公表される。

26-3 参加者は、公表された競技の正式結果に対して抗議することはできない。

27 公式得点（ポイント）

公認競技会における成績により、公式に与えられる得点（ポイント）は、46頁のとおりとし、この詳細は、別に定める「MFJライセンス昇格・降格に関する規則」（45頁）による。

28 競技会の延期および中止等

- 28-1 競技は、天候・異変その他安全確保に支障をきたすおそれがある等、特別の理由がある場合にかぎり、その一部を打ち切りまたは中止することができる。
- 28-2 前項の判断決定は、大会審査委員会が行う。
- 28-3 すべての関係者は、大会審査委員会の決定した競技の一部打ち切りまたは中止の裁定に従わなければならない。
- 28-4 原則として中止されたレースの再レースは行なわれない。
- 28-5 レースの短縮及び打ち切り
- 28-5-1 決勝レース出走前の短縮
- 28-5-1-1 出走前にレース周回数・時間を短縮する場合は、原則として本来のレースの2/3以上とする（ただし、モトクロスの場合+1周は考慮しない）。
- 28-5-1-2 2/3以上に短縮し参加者に発表した後にさらに状況が悪化した場合、さらにその2/3以上まで短縮することができる。
- 28-5-1-3 上記を上回る短縮の場合は選手の得点（ポイント）は2/3（小数点以下2桁は四捨五入）とする。
- 28-5-1-4 上記の短縮の決定は大会審査委員会が行い、参加者にこの事項が速やかに通知されなければならない。
- 28-5-2 決勝レース出走後の短縮・打ち切り
- 28-5-2-1 トップ走者（トライアルの場合は、選手の95%以上）が定められた周回数／時間／セクション数の2/3を完走しないうちにレースを打ち切った場合（モトクロスの場合+1周は考慮しない）。
- ① ロードレース：走行が2周以下＝中止・ノーポイント（予選を行った場合は、予選結果にて1/2（小数点以下2桁は四捨五入）のポイントを与える）
走行が3周以上＝再スタートが不可能な場合は2/3（小数点以下2桁は四捨五入）のポイントでレース完了とする。
 - ② モトクロス：
 - ・トップ走者が定められた時間（+1周は考慮しない）または周回数の1/3未満でレース中断となり、中止の場合はノーポイント、再レースとなる場合はその際のレース時間または周回数は大会審査委員会が決定できる。
 - ・トップ走者が定められた時間（+1周は考慮しない）または周回数の1/3以上2/3未満走行し、赤旗でのレース中断の場合、レース成立とされ、赤旗の提示される前の周回の順位によって通常のポイントの1/2が与えられる。
 - ・トップ走者が2/3以上走行し、赤旗でレースが中断した場合はレースは成立したものとし、正式ポイントが与えられる。
 - ③ トライアル：選手の95%以上が終了したセクション数が、全セクションの25

%未満のクラス=中止・ノーポイント

選手の95%以上が終了したセクション数が、全セクションの25%以上のクラス=半分のポイント

④ その他 : 大会特別規則による

28-6 トップ走者（トライアルの場合は、選手の95%以上）が決められた周回数（または時間）の2/3以上を完走して競技を打ち切った場合は、大会審査委員会は、その競技の判定結果にその理由を付して発表し、レースは完了となり、フルポイントが与えられる。

28-7 競技の中止と出場料等の返却は、下表の通りとする。参加者はその他の一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

事 例	出 場 料
予選が1回も行われず中止	選手受付した全員に返却
予選は行われ、決勝グリッド発表後中止	決勝進出者のみ返却
決勝スタートが行われたのち中止	返却しない

28-8 大会審査委員会が本項に関して下した裁定に対しては、抗議することはできない。
※上記の2/3またはパーセント表示で端数が出る場合、小数点以下は切り捨てる。

29 損害に対する責任

29-1 競技中、車両およびその付属品等が破損した場合、その責任は参加者が負わなければならない（車両が車検長または大会審査委員会によって保管されている期間中に生じたものを除く）。

車検長または大会審査委員会は、車両を保管している期間中に、これらの車両がなんらかの理由によって破損した場合には、1台当たり100,000円を最高限度額として、その所有者に補償する。

29-2 競技会開催期間中、またはその前後に生じた傷害は、参加者自ら責任を負うものとする。

29-3 競技役員は、その職務に最善をつくすが、仮に競技役員の行為によって起きたエントラント、ライダー、ピットクルーおよび車両等への損害に対しても、競技役員はいっさいの責任を負わない。

30 抗議

30-1 抗議は、暫定結果発表後30分以内に当該ライダー及びエントラント代表者だけが行うことができる。抗議の手順ならびにその措置は、次のとおりとする。

30-1-1 モトクロス、トライアル、スーパーモタードにおける抗議受付時間は暫定結果発表後20分以内とする。

※付則15モトクロス競技規則 31 抗議（202頁）参照

付則16全日本モトクロス大会特別規則 22 抗議（214頁）参照

付則19トライアル競技規則 18 抗議（245頁）参照

付則25スーパーモタード競技規則 37 抗議（310頁）参照

30-1-2 公認エンデューロ競技会における抗議受付時間

※付則23エンデューロ競技規則 37 抗議（283頁）参照

30-2 大会事務局に準備されている抗議書に記載し、1項目ごとに抗議保証金を添えて提出すること。

30-3 正式な手続きにより提出された抗議書のみが受けられ、大会審査委員会におい

- て審議裁定される。
- 30-4 大会審査委員会は、証人を必要と認めた場合は証人をたて、その証言を求め、充分に実情を調査した上で裁定を下すものとする。
- 30-5 大会審査委員会の裁定の内容は、当該者へ通達時に説明される。レース運営上、説明を始める前に時間を定めて行なわれる（通常5分程度）。
- 30-6 大会審査委員会が下した裁定に対しては、いっさい抗議することはできない。
- 30-7 抗議保証金は、抗議が成立した場合のみ返還される。
抗議保証金は、1項目につき10,000円、ガソリンおよびタイヤに関する抗議保証金は100,000円とする。

31 控訴権

- 31-1 当該競技会に直接関与する者（ライダー、エントラント代表者、主催者、オフィシャル、審査委員会、プロモーターを言う。以下同様）は、大会審査委員会が宣告した罰則または裁定に対し、MFJ「国内規律裁定委員会」（以下「裁定委」という）に控訴する権利を有する。
- 31-1-1 上記大会審査委員会が解散した後、3日以内において、当該競技会に直接関与する者は、その関係者間の紛争・疑義を「裁定委」に提訴する権利を有する。
- 31-2 国内裁定機関
- 31-2-1 「裁定委」は、「大会審査委員会」決定に対する控訴を裁定する。
- 31-2-2 「裁定委」は、ガソリン等燃料・タイヤ等の分析結果を裁定する。
- 31-2-3 「裁定委」は、競技関係者間の紛争・疑義の提訴を裁定する。
- 31-2-4 「中央審査委員会」は、「裁定委」の決定に対する上告を裁定する。
- 31-2-5 「中央審査委員会」の決定を最終とする。
- 31-2-6 「裁定委」は、当該種目委員会委員長、副委員長（1名）及び中央スポーツ委員会から1名が任命される。ただし、当該大会審査委員長や委員が上記にあたる場合は別の委員を任命することとする。
- 31-2-7 「中央審査委員会」の構成は、別に定める。
- 31-3 裁定機関への控訴期限
- 31-3-1 大会審査委員会の決定を不服として、「裁定委」に控訴する場合は、当該ライダーへの通告時刻より1時間以内に「裁定委」宛に控訴する意思を示す文書に控訴料を添えて、当該競技会審査委員会を通じ提出しなければならない。
- 31-3-2 上記控訴の理由を示す文書に関しては、前項規定の控訴意思表示および控訴保証金の納付を行ったことを条件に、当該告知日より5日以内に、直接MFJ事務局に提出することができる。
- 31-3-3 他の関係者との紛争・疑義による提訴にあつては、大会審査委員会解散後3日以内に提訴理由、遅延理由と遅延提訴保証金を添えて直接MFJ事務局へ提出しなければならない。
- 31-4 控（提）訴保証金
- 31-4-1 控訴保証金は100,000円とする。提訴保証金は200,000円とする。
- 31-4-2 裁定機関は事情に応じて保証金の返還または没収について、または経費処理について指示する。
- 31-5 控（提）訴が受理されるために必要な手続き
- 31-5-1 期日までに控（提）訴理由文書と控（提）訴保証金が当該大会審査委員会またはMFJ事務局に提出されなければならない。

- 31-5-2 文書には訴え出る理由が的確に述べられていなければならない。
- 31-5-3 控（提）訴理由文書が提出されてから10日以内に控（提）訴人は、MFJ事務局に対してその控（提）訴内容に関して資料等を添えた詳細な説明文書を提出しなければならない。
- 31-6 控（提）訴による裁定機関の手順
- 31-6-1 控（提）訴内容がMFJ事務局に提出されてから15日以内に裁定機関は、関係者を召集し、聴聞する。また、証人を必要と認めた場合は証人をたて、その証言を求め、十分に実情を調査した上で裁定を下すものとする。
- 31-6-2 裁定機関に召集された者は、自分が選び、雇った弁護団を立てる権利を持つ。ただし、弁護団を雇ったことがMFJ事務局を通じて他の当事者に通知されなければ、裁定機関がこれに異議を申し立てることがある。
- 31-6-3 召集を要請された者が欠席した場合は、発言機会を放棄したものとみなされる。
- 31-6-4 裁定機関は召集聴聞に関して、電話や電子メールなどを用いて行うこともできる。この方法は関係者全員が同意した場合に限られる。
- 31-6-5 裁定機関が特別の決定を出した場合以外は、聴聞は公開されるものとする。
- 31-6-6 当事者が外国語を用いることを希望する場合は、その当事者が必要とする通訳を用意し、費用を負担する。
- 31-6-7 控（提）訴人は本人または代理人を出席させなければならない。欠席の場合にはその控（提）訴は却下され、費用は控（提）訴人が負担する。
- 31-6-8 各当事者は独自に証人を召集し、出席させることができる。この場合の費用はその当事者の負担とする。ただし、証人は知り得た事実を述べることはできるが、意見を述べてはならない。
- 31-6-9 裁定機関は必要に応じて専門家を召集することができる。
- 31-6-10 いかなる場合にも控（提）訴人は控（提）訴されている当事者の発言の後に陳述を増やすことはできない。
- 31-6-11 裁定機関の決定は、全て非公開で単純過半数票決にて行われる。投票棄権は認められない。
- 31-6-12 裁定機関の決定は、直接当事者に文書通達される。これができない場合には、書留で関係者全員に郵送される。更に最終となった決定はMFJ機関誌(ライディング)にて公表される。
- 31-6-13 裁定機関が決定を出すのに要した費用は、その裁定機関の委員長により査定され、敗訴側に請求される。ただし、裁定機関が別の決定を下した場合はこの限りではない。
- 31-6-14 最終決定となった罰金、費用が30日以内に支払われなかった場合は、支払い義務者は自動的にMFJへの全ての活動を停止させられる。これはその支払いが完納されるまで続くものとする。
- 31-7 中央審理委員会への上告の手順と保証金
- 31-7-1 「裁定委」の決定を不服として「中央審査委員会」に上告する場合は、決定通知を受けた日から5日以内に上告意思を示す文書に上告保証金を添えて直接MFJ事務局に提出しなければならない。
- 31-7-2 上告保証金は200,000円とする。
- 31-8 裁定機関および中央審査委員会の裁定に対して、通常の裁判所へ控訴することはできない。これに関する不服申し立ては、スポーツ関係の仲裁機関に行うものとする。

32 違反行為に対する罰則

- 32-1 大会中（競技中も含む）における本規則または大会特別規則に違反する行為に対しては、その軽重によって大会審査委員会ならびに競技監督の権限で下記の罰則を科することができる。

軽重 順位	罰 則	内 容	決定機関
1	訓 戒	文書による注意……始末書を提出	大会審査委員会
2	罰 金	200,000円以下	大会審査委員会
3	タイム／ポイント／ 周回数に対する罰則	当該ライダーの実際の成績に影響を及ぼすタイム／ポイント／周回数の加算・減算・順位の変更のペナルティー／ストップ＆ゴーペナルティー	大会審査委員会
4	失 格	大会、イベント、レースまたは結果から失格となる	国内規律裁定委員会／大会審査委員会
5	資格停止	一定期間競技会に参加する資格を停止する	国内規律裁定委員会／中央審査委員会
6	資格剥奪	競技会に参加する資格を剥奪する	国内規律裁定委員会／中央審査委員会

※ストップ＆ゴーペナルティーの手順は付則4ロードレース競技規則の「18スタートにおける反則（18-2-2-2）」（89頁）に記載される。

※罰金はMFJにて管理され、安全対策等に使用される。

※罰則の詳細はリザルトに記述される場合がある。

違反の事実認定は、競技監督の判断を優先するが、罰則の量刑ならびに適用は、大会審査委員会の決定によるものとする。

- 32-2 ライセンスについての罰則は、大会審査委員会の報告に基づき、MFJ国内規律裁定委員会によって、さらに事後の出場停止、資格停止まで及ぶかどうか審査裁定され、30日以内に通告される。

- 32-3 製造者（供給者）への罰則
公認車両、公認部品・用品、公認タイヤ等にて申請者が公認申請と異なる製品を供給し、その違反が立証された場合、国内規律裁定委員会にて審議され、当該申請者の資格停止および公認の抹消または1,000万円以下の罰金を科すものとする。

33 大会審査委員会の権限

大会審査委員会は、本規則ならびにその細則に基づき、当該競技会において最終的な権限を行使することができる。

34 本規則の施行

本規則は、2014年1月1日から施行する。